広報
KOUHOU MIBU

壬生 MIBU

No.521
10月号
2002

自治会員による危険物火災消火訓練

避難訓練

郵便局員による被害状況情報収集

はしご車搭乗体験

火災防御訓練にて　中継体形をとる

大手門通りにおける火災防御

直下型地震が町を直撃

壬生町総合防災訓練

（記事12～14頁）

主な内容

●平成13年度決算報告	2～7
●交通安全町民大会	8～9
●老人保健で医療を受けている方へ	10～11
●壬生町総合防災訓練	12～14

発行／壬生町役場　〒321-0292　栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号　編集／総務部企画財政課広報聴係　☎0282-81-1812　毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.t-cnet.or.jp/~mibu/　FAX0282-82-8262

平成13年度 決算報告 町の家計簿

町民のみなさんに町の財政がどのようになっているかを知っていただくために、財政状況を公表しています。
今回は、町民のみなさんからお預かりした、税金等のお金がどのように使われ、利用されたかを知ることができる決算についてご報告いたします。

一般会計決算の概要

平成13年度の当初予算は、少子・高齢化対策や教育問題をはじめ情報化社会への対応など早急に対応して行かなくてはならない課題に積極的に取り組み、限られた財源の効率的な配分に努めて編成しました。

平成13年度の当初予算は、108億5,000万円で、その後発生した行政需要及び国・県支出金の増減等に対応し、3回の補正を行うとともに、歳入の確保と経費全般の節減・合理化を推進し、効果的な予算執行に努めました。これにより、最終予算額は、繰越明許費を含めて、114億9,460万6千円となりました。

その結果、平成13年度一般会計決算額は、歳入総額115億7,313万6千円、歳出総額112億3,838万2千円となり、前年度に比較して歳入が4億7,162万8千円（4.2%）、歳出が6億9,130万4千円（6.6%）とそれぞれ増額となりました。

これは、後年度の財政負担軽減のため実施した地方債の繰上償還によるものが主な要因です。

歳入の内訳

合計　115億7,313万6千円

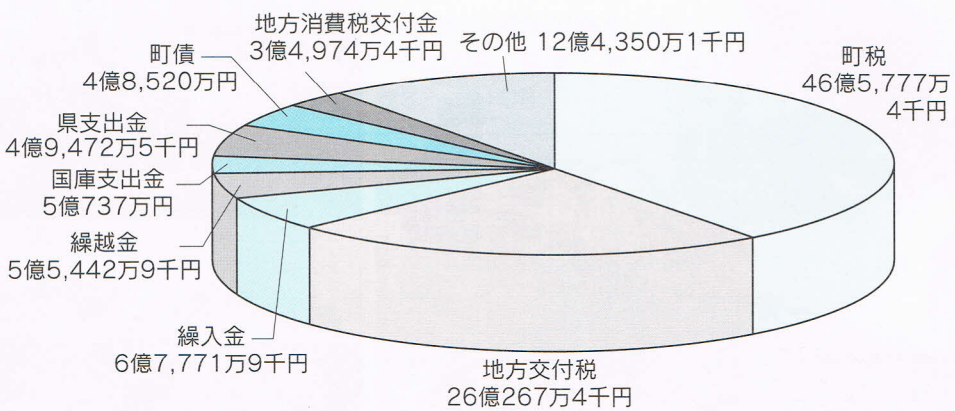

歳入の内訳（財源区分別）

（単位：%）

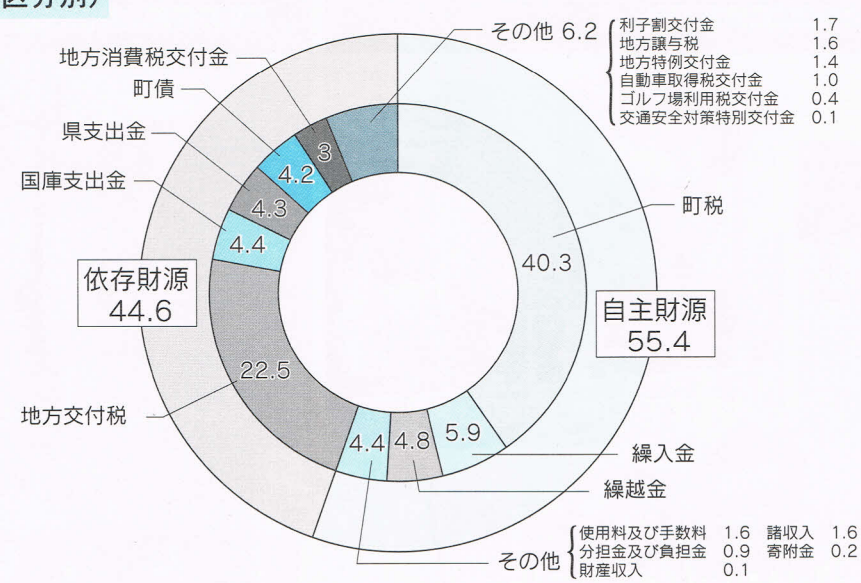

◎自主財源　地方公共団体が自主的に収入しうる財源。
◎依存財源　国・県の意志により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のこと。

歳入に占める自主財源の割合が大きいほど、その団体の財政運営の自主性・安定性が確保されます。

町有財産

主な町の財産は次のものです

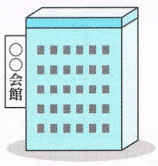

建　物
122,009.30㎡

並木杉　１本

基金　41億481万９千円

（主な基金）

財政調整基金	5億8,052万8千円
減債基金	4億1,560万3千円
庁舎建設基金	13億2,522万6千円
その他の基金等	17億8,346万2千円

土　地
1,280,862.60㎡

出資金　5,086万7千円

壬生町施設振興公社出損金、
栃木県信用保証協会出損金等

町民一人当たりが負担した町税

（単位：円）

区分	一世帯当たりの負担額	一人当たりの負担額
町民税	138,565	45,837
固定資産税	166,974	55,235
軽自動車税	3,125	1,034
町たばこ税	17,535	5,800
特別土地保有税	797	264
都市計画税	26,482	8,760
計	353,478	116,930

H14. 3. 31現在　　13, 177世帯
住基人口　39, 834人

歳出の内訳

合計　112億3,838万２千円

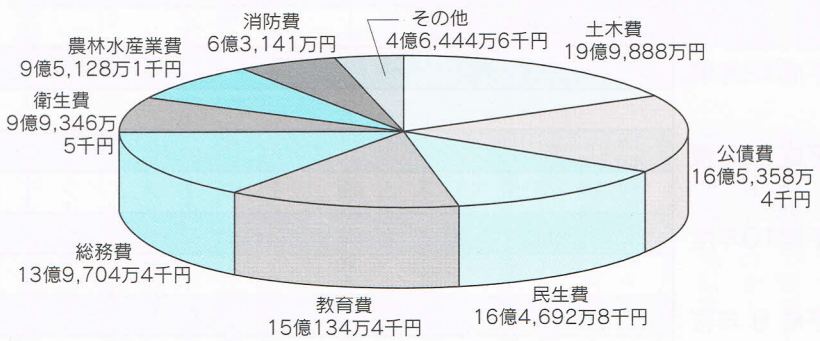

歳出の内訳（性質別経費）

（単位：％）

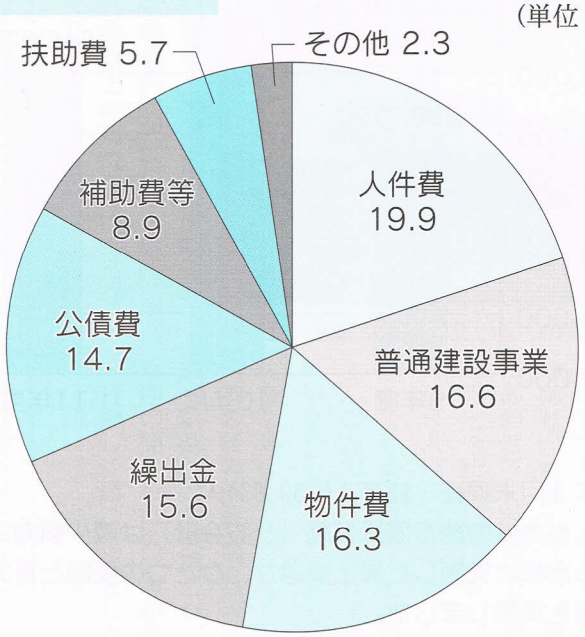

（単位：百万円）

一般会計決算額の推移

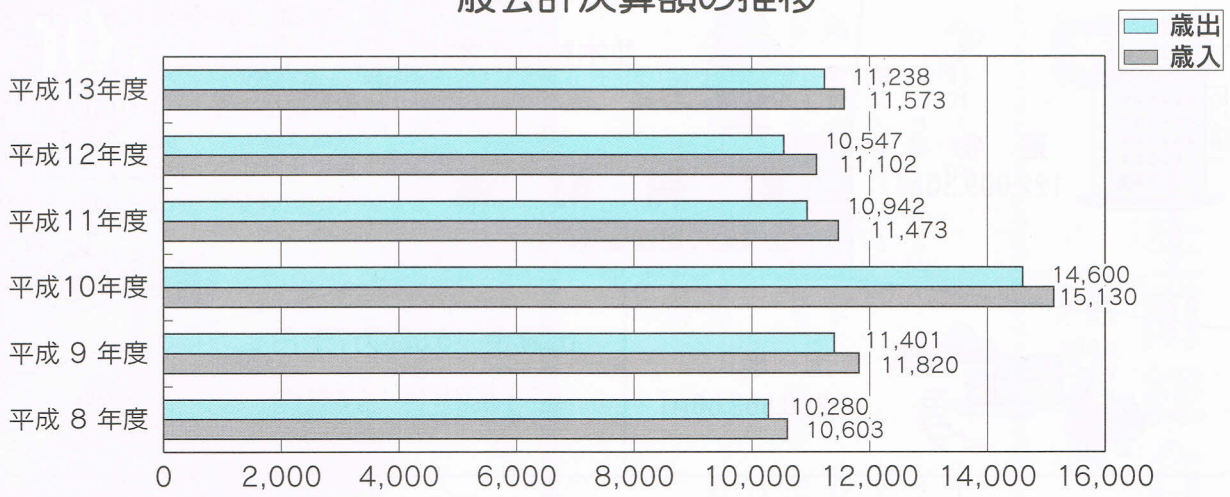

（単位：千円）

一般会計地方債現在高の推移

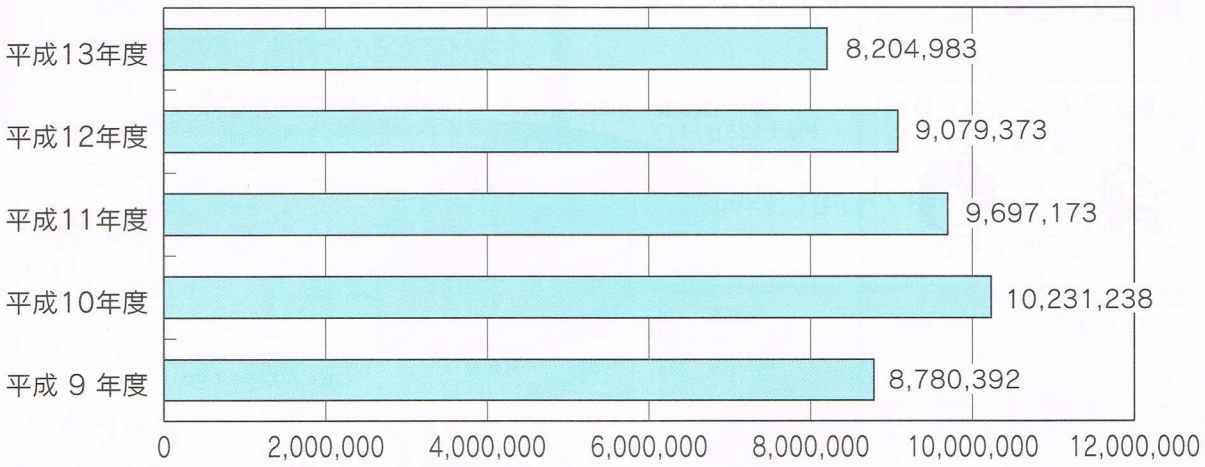

（単位：円）

町民一人当たりの一般会計地方債現在高

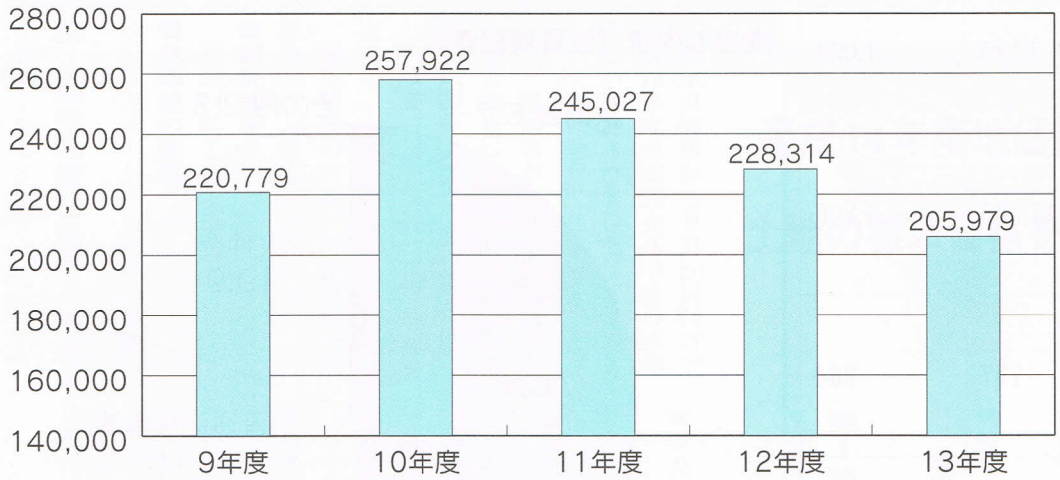

※平成14年３月末現在　住基人口39, 834人

町民一人当たりの地方債現在高（一般会計）は減少傾向にあります。これには、後年度の利子負担の軽減を図るために実施した繰上償還が、ひとつの要因と言えます。平成13年度には、５億4070万２千円の繰上償還を実施しました。

県内市町村で比較してみると（平成12年度決算時）、地方債現在高は多い方から14番目となっていますが、一人当たりの現在高では、49市町村中、42番目（少ない方から８番目）となっています。

主な財政分析指標

項　　目	平成13年度	説　　明
財政力指数	0.638	財政力指数が１に近いほど財源に余裕があり、１を超えると地方交付税の不交付団体となります。 平成12年度決算時では、県内で25番目であり、ほぼ平均値を示していました。
経常収支比率	78.2％	団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、適正水準については、一般に70～80％と考えられています。 平成13年度の県平均は、81.３％となっています。
公債費比率	11.8％	地方債を借り入れた際、毎年度元金及び利子の支払いが必要となります。これを公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と言います。 本町では、後年度の負担軽減のため、繰上償還を実施して、健全財政を維持するよう努めています。
起債制限比率	6.0％	地方債の許可に係る指標のひとつで、20％を超えると、その超える段階ごとに起債が制限されます。 平成13年度の県平均は、9.0％となっています。

地方債現在高（平成13年度末現在）

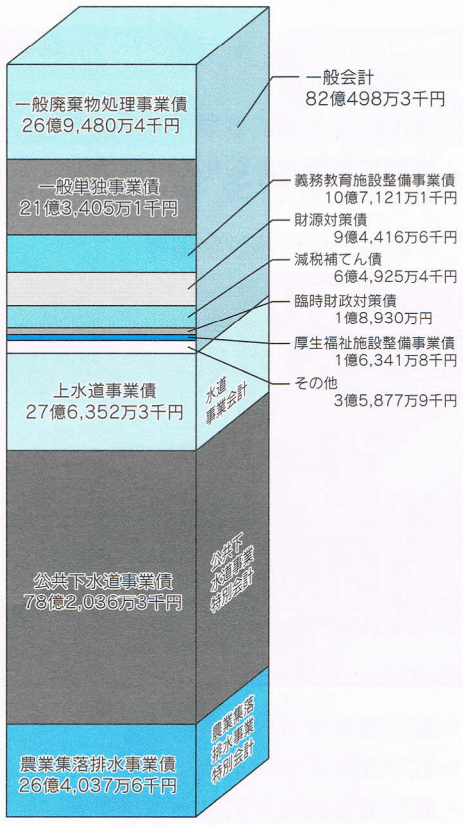

特別会計

会　計　名	歳　　入	歳　　出	繰　越　金
国民健康保険特別会計	31億4,472万6千円	29億2,800万3千円	2億1,672万3千円 （積立金1億6,000万円）
公共下水道事業特別会計	14億4,233万2千円	14億2,167万5千円	2,065万７千円
奨学資金特別会計	194万6千円	189万円	5万6千円
老人保健事業特別会計	30億1,845万8千円	30億226万円	1,619万8千円
介護保険事業特別会計	11億1,883万円	11億865万8千円	1,017万2千円
農業集落排水事業特別会計	14億6,473万5千円	14億5,472万9千円	1,000万6千円

水道事業会計				
	収益的収入 5億5,448万6千円	収益的支出 4億8,259万2千円	特別損失 482万7千円	純利益 6,706万7千円
	資本的収入 1億6,758万1千円	資本的支出 3億1,428万4千円	※ 収支不足額 △1億4,670万3千円	

※　資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんしました。

●農林水産業費

・地域農業システムモデル実践地区条件整備事業
61,143千円
コンバイン、トラクター、乾燥機等を営農集団等に助成

・水田活性化対策事業（町単独事業） 14,928千円

・地域林業経営集約化型林業構造改善事業
9,150千円
助谷直売所施設整備等

・畜産環境改善対策事業 14,212千円

・町単独農道整備事業 18,792千円

・農村整備環境対策計画策定事業 5,006千円

・農業用河川工作物応急対策ため池整備事業
21,608千円
県営河川工作物応急対策事業負担金等

●商工費

・いきいき商店街ステップアップ事業 1,800千円
４商店街×450千円

・しののめ花まつり開催事業 10,000千円

・おもちゃ博物館維持管理事業 10,817千円
入館者 127,535名

・おもちゃ博物館管理運営計画書策定事業
3,097千円

●土木費

・町道修繕事業 23,142千円

・まちづくり総合支援事業 129,245千円
本丸地区 No.３－175号線

・町単独道路整備事業 427,488千円

・東雲公園維持管理事業 38,818千円
ふれあい交流館利用者 37,931名

・東雲公園整備事業 87,886千円

・城址公園整備事業 85,406千円

・緑化フェア開催記念事業 29,041千円

・町営住宅改修等工事 19,226千円

●消防費

・石橋地区消防組合負担金 513,413千円

・防火水槽整備事業 16,816千円
耐震性防火水槽設置工事 ３基

・コミュニティ消防センター建設事業 34,427千円
消防センター建設工事
藤井南部地区、羽生田地区 等

●教育費

・小学校施設改修等工事 182,548千円

・中学校施設改修等工事 56,674千円

・マイ・チャレンジ推進事業 1,582千円

・中学生海外派遣事業 5,266千円
オーストラリアへ16名派遣

・すこやか子育て支援事業 9,248千円
教育費や養育費の負担を軽減するため、私立幼稚園に在園する園児の保育料を補助する

・図書等購入事業 7,910千円
13年度末現在蔵書数 153,445冊

・企画展開催事業 5,610千円
鳥居元忠展

・情報通信技術（ＩＴ）講習推進事業 15,796千円
参加者 1,841名

・学習活動支援設備整備事業 9,742千円
パソコン購入 30台

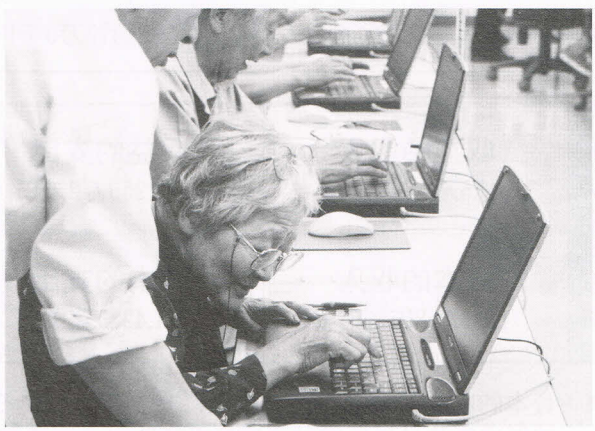

平成13年度の主な事業実績

●議会費

・議員研修事業　2,675千円
・議会だより発行事業（年４回）　3,046千円

●総務費

・海外行政視察団派遣事業　6,865千円
　イタリア・スイス・フランスに24名派遣等
・庁舎維持管理事業　30,091千円
・庁舎改修等工事　10,423千円
・情報化推進事業　149,662千円
　サーバー３台、クライアント118台、プリンター31台、住基ネットシステム一式
　その他保守管理費等
・交通安全施設設置事業　4,977千円
　道路反射鏡　44基設置他
・国谷駅自転車駐車場整備事業　1,628千円
　簡易型サイクルラック100台設置
・防犯灯新設事業　3,973千円
　町管理防犯灯設置　41基
　自治会管理防犯灯設置補助　77灯分
・固定資産税課税用資料整備事業　32,808千円
・戸籍事務コンピューターシステム導入事業　39,176千円
　戸籍事務の電算化により戸籍事務の迅速化、正確化を図る。電算化件数14,655件

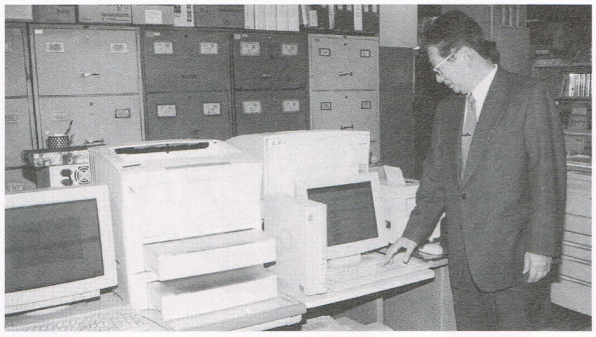

●民生費

・社会福祉協議会補助事業　22,474千円
・ボランティアセンター活動事業　2,357千円
・敬老金支給事業　29,329千円
　対象者　2,839名
・老人保護措置事業　28,086千円
　措置者数　14名
・高齢者家庭介護者助成事業　12,138千円
　利用者　251名
・紙おむつ給付事業　6,152千円
　利用者　238名
・ボランティア活動推進事業　1,782千円
・生きがい活動支援通所事業　6,034千円
　富士見荘やふれあい交流館で高齢者に対し、日常の動作訓練から趣味活動などを提供。
　延利用者1,502名

・日帰り介護（デイサービス）事業　1,001千円
　在宅の虚弱老人等に対し、入浴サービス等の事業を実施。　利用者　18名
・重度身心障害者医療費助成事業　41,594千円
・授産施設・障害児通園ホーム建設事業　15,846千円
・民間保育園委託事業　179,887千円
・特別保育事業等推進費補助事業　51,427千円
・民間育児サービス対策補助事業　5,660千円
・幼児用補助装置購入費補助事業　3,647千円
　チャイルドシート購入補助　236件
・フレッシュ子育て支援事業　138千円
　子育て応援スタッフ（託児ボランティア）による、各種講座等での臨時託児所開設
　12回開設　利用者74名
・乳幼児医療費助成事業　51,217千円
・妊産婦医療費助成事業　11,679千円

●衛生費

・健康ふくしまつり開催事業　1,372千円
・健康教育事業　2,177千円
　健康づくり実践教室委託料等
・健康診査事業　58,145千円
　基本健診、ガン検診等委託料等
・環境保全対策事業　7,913千円
　河川水・特定事業場排水分析、ゴルフ場農薬影響調査等
・合併処理浄化槽設置補助事業　10,371千円
　25基補助
・家庭用ゴミ処理器設置事業　641千円
　補助限度額　25,000円　30件
・資源ごみ回収関係報償事業　8,434千円
　資源ごみ　53団体　521ｔ
　ペットボトル　1,488,780本

マナーアップ　あなたが主役です

第27回　交通安全町民大会

秋の交通安全運動　9/21～9/30

大会であいさつする清水町長

秋の交通安全運動が9月21日から9月30日の10日間行われ、町でも各交通関係団体が、各種啓発活動を執り行い、さらに9月26日には第27回交通安全町民大会が開催されました。

壬生町内の今年9月26日までの交通事故負傷者数は189名、死者数は3名（内高齢者は2名）で、最悪の状況であると言えます。栃木警察署管内でも、1月から9月26日までで19名（内9名が高齢者）の尊い命が失われています。

このようななか、交通安全町民大会では、悲惨な事故を防止し、町民一人ひとりが交通安全意識を高めようと、交通事故犠牲者に対する黙祷をはじめとする式典が行われ、交通安全功労者や、交通安全ポスター・作文の入賞者表彰が行われました。

続いて、作文で最優秀賞に選ばれた安塚小1年の白井佑季さんと南犬飼中3年の臼井麻梨恵さんの朗読発表がありました。

また、日頃お世話になっている交通指導員、警察官へ小学生から花束が贈られ、最後に「大会宣言」が読み上げられ交通安全の意識を盛り上げました。

第二部では、壬生中学校吹奏楽部による演奏会が行われ、様々な大会で優秀な結果を残している演奏に参加者は心奪われていました。

交通安全功労者表彰・感謝状

（敬称略）

●功労表彰

諸江厚子、高橋千恵子、阿久津節子、細井恵美子、星野陽子、宇賀神裕子、小久保ミイ、川場益、渡邉イト、野中悦子、佐藤カツ、稲葉良子、柏木千代子、福田ツギ子、國安正章、松本昌夫、佐藤善光、永島榮一

●感謝状

吉田稔（交通指導員退職者）
島田武雄（交通指導員勤続功労7年）

交通安全ポスター・作文入選者

（敬称略）

●ポスター

☆最優秀賞

神永朋佳（稲小1年）、齋藤聖弘（安小2年）、毛塚智晶（壬小3年）、人見優音（壬小4年）、野口勇人（東小5年）、大山開（睦小6年）、大川啓介（犬中1年）、野口修（壬中2年）、赤坂恭男（壬中3年）

☆優秀賞

葭葉未来（壬小1年）、谷黒杏花（東小1年）、川島苑子（東小1年）、坂本匠（東小2年）、小野口志穂（稲小2年）、神長亮佑（羽小2年）、野口真輝（東小3年）、中川早耶香（安小3年）、津久井豊（安小3年）、井上秋穂（安小3年）、加藤京子（羽小4年）、山野井理恵（北小4年）、山野裕紀（安小4年）、篠原千知（羽小5年）、坂本沙生（安小5年）、臼井美樹（睦小5年）、長あさ美（藤小6年）、山口友梨（東小6年）、田中雄大（睦小6年）、伏見英晃（壬中1年）、大塚泉希（犬中1年）、飯田智史（犬中2年）、鈴木悠太（犬中2年）、橋本稚子（壬中3年）、瀬戸裕二（犬中3年）

●作文

☆最優秀賞

白井佑季（安小1年）、臼井麻梨恵（犬中3年）

☆優秀賞

小学生より、うれしい花束の贈呈

街頭広報（城址公園付近）

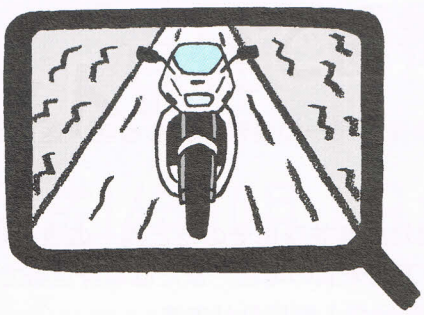

作文を読む
安塚小１年　白井佑季さん

荒川和輝（稲小１年）、篠崎麻衣（稲小２年）、人見浩司（東小３年）、深澤代樹（北小４年）、黒川拓哉（壬小５年）、早坂くるみ（睦小６年）、清水力也（羽小６年）、糸井聡隻（犬中１年）、藤田理美（犬中２年）、松本奈保子（壬中３年）、鈴木雄喜（壬中３年）

壬生小４年　人見優音

壬生小３年　毛塚智晶

安塚小２年　齋藤聖弘

稲葉小１年　神永朋佳

作文を読む
南犬飼中３年　臼井麻梨恵さん

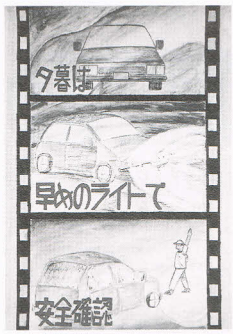

壬生中３年　赤坂恭男

壬生中２年　野口修

南犬飼中１年　大川啓介

睦小６年　大山　開

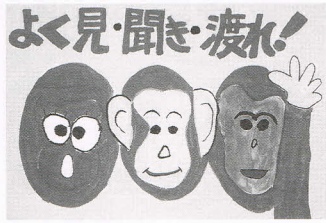

壬生東小５年　野口　勇人

高齢者交通安全のつどいで交通意識を再確認

アトラクションでよさこいソーランの踊りを熱演

９月24日、生涯学習館において、第９回高齢者交通安全のつどいが開催されました。

家庭の主婦で構成される女性ドライバークラブ（梁島ケイ子会長）が主催となり、今年は稲葉地区のお年寄り約80人が参加しました。

例年高齢者の事故が相次ぎ、今年栃木警察所管内での交通事故死者は19名で、65歳以上の高齢者は約半数の９名ということです。

講演では、宮下壬生交番所長より管内の交通事故の実例が説明され、「道路の横断の時・自転車に乗っている時・左から来る自動車に注意」などアドバイスを貰いました。また、「自転車や歩いているときでも道路標識は守る。横断歩道や歩道橋など施設を利用するように」などの注意がありました。

壬生町が上位独占 栃木地区安全運転競技大会

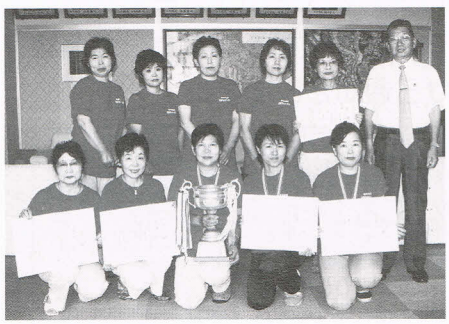

個人の部優勝準優勝者は９/29の県大会に出場しました。

栃木警察署・栃木地区交通安全協会主催による第23回栃木地区女性ドライバー安全運練競技大会が８月26日、栃木自動車教習所で行われました。

壬生町からは２チーム（壬生Ａ大場フサ子・星野陽子チーム、壬生Ｂ丸山幸子・池澤みえ子チーム）が出場しました。

結果は、団体の部で壬生Ｂが優勝、壬生Ａが準優勝でした。また、個人の部でも、優勝が池澤みえ子さん、準優勝が大場フサ子さんで、上位を壬生町が独占しました。

(1)[一定以上の所得者] ⇒ 「２割負担」

①課税所得が年124万円以上の老人医療受給対象者
②課税所得が年124万円以上の70歳以上の方又は老人医療受給対象者と同一の世帯に属する老人医療受給対象者

ただし、上記の基準に該当する場合であっても、老人医療受給対象者並びにその方と同一の世帯に属する老人医療受給対象者及び70歳以上の方の世帯収入の額が、637万円未満の場合、または単身世帯で450万円未満の方は届け出て認定されれば「一般」区分となり、負担割合が１割になります。

(2)[低所得者Ⅱ] ⇒ 「１割負担」

属する世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税である方にあたります。

[低所得者Ⅰ] ⇒ 「１割負担」

属する世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方にあたります。

例）単独世帯の場合（年金収入のみ）は、約65万円以下
夫婦二人世帯の場合（年金収入のみ）約130万円以下

※低所得者Ⅱ、Ⅰに該当するためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。
該当しそうな方は役場福祉課窓口で申請をしてください。
申請をしない場合は資格があっても認定されず、一般該当となります。

(3)[一般] ⇒ 「１割負担」

一定以上の所得者、低所得者に該当しない方です。

４．支払った一部負担金が限度額を超えた場合は、払い戻しが受けられます。

１か月の医療費が高額になった場合は、申請して認められると、限度額を超えた分が高額医療費としてあとから支給されます。該当する方には、役場から通知をします。

		老人医療受給者の方**個人**が、１か月に支払った**外来**の一部負担金	同一世帯に属する老人医療受給者の方**全員**の一部負担金の合計額
一定以上の所得のある人		40,200円	72,300円＋１％（注１）
一　　般		12,000円	40,200円
低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

（注１）一定以上の所得のある人の自己負担限度額は72,300円ですが、医療費が361,500円を超えた場合、超えた分の１％を加算します。

[詳しい問合わせ先]　町民生部福祉課医療保険係　☎（８１）１８３２

老人保健で医療を受けているみなさんへ

平成14年10月１日から老人保健制度が変わりました

１．対象年齢が変わりました。

平成14年９月までは70歳（一定の障害のある人は65歳）以上が老人保健対象者でしたが、平成14年10月からは75歳（一定の障害のある人は65歳）以上が老人保健対象者となりました。

ただし、昭和７年９月30日以前に生まれ、すでに70歳以上の方は、引き続き老人保健の対象者です。

※昭和７年10月１日以降に生まれた方は、国保など加入している健康保険で医療を受けます。75歳になりましたら老人保健の対象者となります。

２．老人医療受給者証が新しくなりました。

老人保健制度の改正により、新しい「老人医療受給者証」を郵送で交付いたしました。

今までの老人医療受給者証は使用できませんので注意してください。また、お医者さんにかかるときは、健康保険証と新しい老人医療受給者証を必ず窓口に見せてください。

老人保健対象者なのに老人医療受給者証が届いてないとか、届いた老人医療受給者証に誤りがありましたら、役場福祉課まで連絡してください。

なお、今までの老人医療受給者証は役場福祉課、南犬飼出張所、稲葉出張所に返却してください。

３．窓口で支払う一部負担金が変わりました。

平成14年10月１日からは、医療機関ごとにかかった費用の１割負担になりました。ただし、一定以上の所得がある方は２割負担です。（外来の月額上限および診療所の定額負担は廃止になりました。）

所得によって(1)一定以上の所得者・(2)低所得者Ⅱ、Ⅰ・(3)一般に区分され、自己負担割合が異なります。忘れずに所得の申告をしましょう。

低所得者に認定されると負担が軽減されます。

フォト特集

9月8日

想定

地震発生時刻：９月８日（日）午前８時15分
震 源 地：栃木県南東部
規　　模：マグニチュード7.0
震　　度：震度６弱以上
被害状況：壬生小学校付近の住宅密集地で建物の倒壊、火災等で多数の負傷者がでている。
対　　策：町は災害対策本部を設置し、被災住民の救助にあたるとともに、関係機関と協力して消火・救出・運搬等の応急対策を実施。

M マグニチュード 7.0の直下型地震 町を襲う

その時 あなたには 何ができますか

９月８日(日)、壬生町・壬生町消防団・石橋地区消防組合主催による総合防災訓練が行われました。メイン会場の壬生小学校校庭には、34もの関係機関・団体が集まり、それぞれが役割をもって参加協力していました。

この訓練は、大地震を想定し、町防災関係機関、事業所、自治会等が、緊密かつ有機的な連携を図り、実践的な訓練を実施し、防災関係機関の連携強化及び地域防災体制の確立と町民の防災意識の高揚を図るために行われたものです。

当日は、栃木県南東部でマグニチュード7.0、震度６弱以上の直下型地震が発生したとの想定により行われ、町職員による被害状況を調査しながらの参集訓練、自治会員の避難訓練、また関係機関による消火防御訓練や家屋の倒壊救出訓練、車の事故による救出・救護訓練、仮設住宅へ火をつけての消火訓練、医師会やボランティア団体の健康調査や炊き出し、物資の輸送など、22の項目で訓練を行いました。

ここでは、写真で訓練のようすを紹介します。

災害対策本部を設置

▲家屋が倒壊 自衛隊員らによる負傷者救出

▲住宅が火災 自治会員によるバケツリレーでの消火訓練

▶衝突事故により車に閉じ込められた被災者を救出する

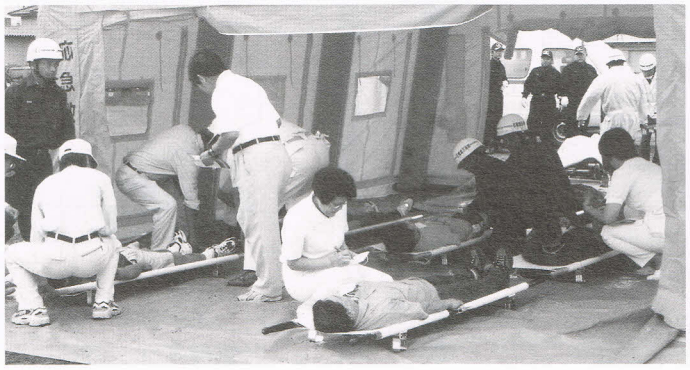

▶トリアージ（被災者から負傷の状態を聞きとり、治療の優先順位による患者の選別をする）

▲足銀駐車場で、高所からの火災防御

起震車で地震を体験

非常炊き出し食の試食

心臓そ生法指導

消火技術の向上を図る
壬生町消火競技大会

壬生町婦人防火クラブでは9月10日、家庭に備え付けの消火器で火を消すことで、消火技術の向上と消火器の取扱いの習熟を目的とした消火競技大会を行いました。

大会は夜行われましたが、消す位置を指示する指揮者と消火者の2名が1組となり、前方15mの位置に置かれた燃焼皿から燃え広がる危険物火災を簡易消火器により消火し、タイムを競いました。

石橋地区消防組合壬生分署と安塚分遣所職員の審査のもと、10組20名が参加。指揮者は号令や態度、消火位置の指定など、消火者は消火器の基礎操作、消火方法、距離及び粉末のかけ方などが厳しく審査されました。

またこの大会の上位3チームは、10月3日に行われた、石橋地区消防本部主催の地区大会に参加いたしました。

成績

優　勝　㊟栗橋和江　㊟坂田寿（とし）子
準優勝　㊟高山啓子　㊟山田キクエ
第3位　㊟倉持恵子　㊟渡辺幸（さち）子

地区大会で活躍した防火クラブの皆さん

近所の人とのコミュニケーションが防災力を高める

最近は「隣人の顔を知らない」人が少なくありません。都市化や集合住宅の増加で、隣近所の交流が希薄になる傾向があります。

しかし、震災で多数の家屋が倒壊した場合、「この家は〇人家族」「このアパートにはお年寄りが多い」といった生きた情報が、人命救助や避難補助に大きく役立ちます。住民名簿や防災マニュアルを作るだけでなく、普段の交流や会話によって住民同士がお互いを知り合う心がけが大切です。

町防災訓練についてのアンケート集計結果

町では9月8日開催の、総合防災訓練時に、防災訓練についてのアンケートを行いました。回答者は37名と少なくはありますが、貴重なご意見として今後に役立てたいと思います。アンケートにお答えいただいた皆さま、ありがとうございました。

1　訓練内容についてどう思いますか？

良かった・・・・27名
物足りなかった・・9名
その他（無回答）・1名

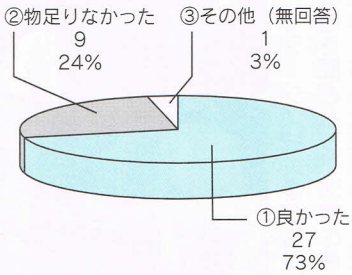

2　あなたは自分の地域の避難所を知っていますか？

知っている・・・・27名
知らない・・・・・10名

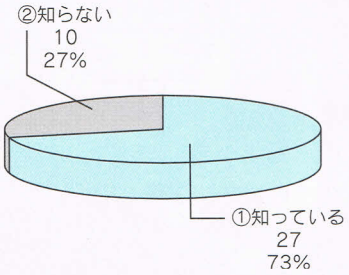

3　あなたは災害に備えて食糧等を備蓄していますか？

している・・・・・8名
していない・・・・24名
＊していると答えた方は何をどれくらい？

- 缶詰と水を2、3日分（4人分）
- 水
- 乾パンのみ
- 塩・しょう油・油・ラーメン・うどん・そば
- 別に保存はしていないが数日分はある
- 水4ℓ、携帯ラジオ2台、非常灯2器、懐中電灯2個、乾電池等

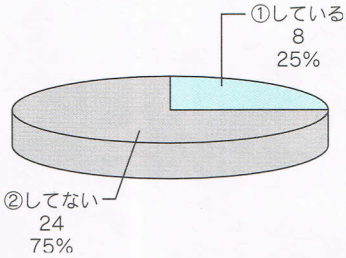

4　訓練のような大地震が起きました。あなたの家が壊れ、近所では火災も発生しました。消防車もパトカーも来られません。あなたならどうしますか？

- 自力で避難する（避難場所へ行く）
- 人員の安全を確認し誘導する
- 被害状況を確認し、報告する
- 家族の安否と、火元を確認する
- 個人でできる範囲の救助をする
- 避難後、近所の人と協力し消火等にあたる
- けが人の救出等、災害事故、人身事故者の救出にあたる
- 近所の人と連携をとり対応する
- 冷静に物事を考え行動する

5　訓練又は地域防災についてご意見をお聞かせ下さい。

- 毎年続けてやって欲しい
- 引き続き「もしこういう災害になったら・・」という具体的な対策を考え防災に取り組んでください。
- 今ひとつ緊張感に欠けるところがあった。細かいブロックで話し合いをする必要がある。
- 地域の人は常に仲良く助け合いの精神をもって生活していくことが大切だと思う。
- 有事の際には必ずや役立つものと思われる。道路不通時、緊急自動車の移動も困難。ヘリコプターの使用も必要になってくるのではないか。
- 行うならもっと現実味を帯びた訓練が望ましいと思う。
- 行動的な知識や体験がなく、実際に発生された場合はかなり戸惑う。土地柄、まだまだ安心感が強い。地域の災害担当者の参加も必要。
- 地域全体に防災意識、防災知識を持って貰う訓練は大切。参加者は付き合わされたではなく、参加していない人に教えてあげる位の意識を持って参加した方がよい。
- この訓練内容を参考に、地域で話し合うことも必要であろう。今後小さな地域での訓練も必要では。

農薬はラベルをよく読んで正しく使用しましょう

ラベルの主な記載事項

①登　録　番　号　農林水産省登録第○○○○号
②名称及び商品名　○○○水和剤
③毒物及び劇物表示　医薬外毒物
④危険物表示　火気厳禁
⑤成　　分　○○○フェート・・・・・・・・・・・・・・・○○%
⑥適用病害虫と使用方法

作物名	適用病害虫	希釈倍率	使用量	使用時期	総使用回数	使用方法
○○○○	△△△△病	○○○○倍	○kg／10a	○○日前	○回	散布
□□□□	××××病	■■■■倍	△kg／10a	△△日前	□回	散布

⑦安全上の注意

見　方

①この番号が無い物は**農薬として使用できません。**
②成分が同じでも商品名（剤型：○○フロアブル、○○乳剤）が違うと**対象作物や希釈倍率が異なる場合があるので注意してください。**
③毒物には 医薬用外毒物 、劇物には 医薬用外劇物 の表示があるので、取り扱いには十分注意してください。
④危険物に該当する農薬にはこの表示があります。
⑤有効成分やその他の成分が表示されています。
⑥表で示されています。
作　物　名：**記載されている作物だけ**に使用できます。除草剤では、適用場所が記されている場合もあります。
適用病害虫：**記載されている病害虫・雑草のみに使用できます。**
希釈倍率・使用時期：記載事項を守らないと薬害が発生したり、**収穫物が農薬残留基準を越える恐れがあります。**
総使用回数：収穫までの使用回数が記載されています。**商品名が違っても同一成分の農薬もあるので注意しましょう。**
⑦特に注意を要する事項は、注意喚起マーク（注意・警告マーク、行為強制マーク、行為禁止マーク）が表示されています。
例）

適用作物・**希釈倍率**
使用量・**使用時期**
使用回数を守りましょう

- 農薬使用前には必ずラベルを読みましょう!!
- 防除日誌を記録し、次回散布の参考にしましょう!!
- 農薬は鍵を掛けて保管しましょう!!
- 周辺の環境に配慮して散布しましょう!!

問合せ先　農業環境指導センター
☎028-626-3086
下都賀農業振興事務所
☎24－１１０１

宇都宮地方法務局壬生出張所（登記所）が移転します

壬生町に所在する宇都宮法務局壬生出張所（登記所）は、平成15年1月14日㈫をもって、栃木支局及び小山出張所に分割統合されます。

壬生出張所における登記事務の取扱いは、平成15年1月10日㈮までで、1月14日㈫からは、壬生町に関する登記事務は栃木支局で、石橋町及び国分寺町に関する登記事務は小山出張所でそれぞれ取り扱うことになります。

なお、統合と同時に不動産登記事務処理をコンピュータによって行いますので、併せてお知らせいたします。

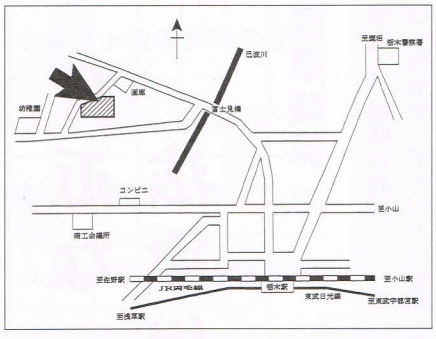

宇都宮地方法務局栃木支局案内図

壬生町に関する登記事務
栃木市片柳町1－22－25
宇都宮地方法務局栃木支局
☎22－1068
取扱事務：登記、供託、人権、戸籍

石橋町・国分寺町に関する登記事務
小山市花垣町1－13－40
宇都宮地方法務局小山出張所
☎0285－22－0361
取扱事務：登記

不明な点及び詳細は、宇都宮地方法務局総務課（☎028－623－6333）又は、宇都宮地方法務局壬生出張所（☎82－0106）にお問い合わせ下さい。

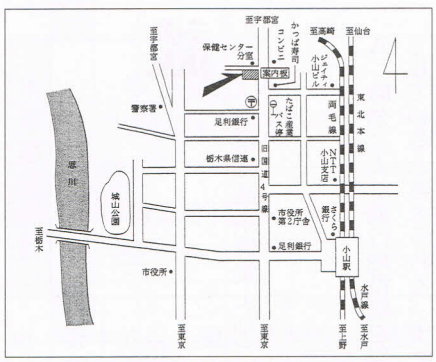

宇都宮地方法務局小山出張所案内図

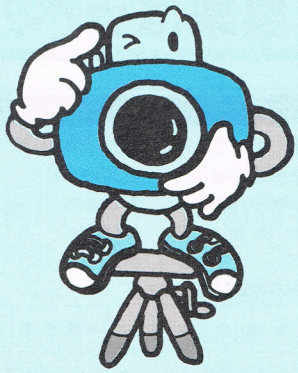

みんなの広場

皆さんのご応募をお待ちしています！

私の自慢料理⑦

かんぴょうの卵とじ

北小林　刀川キミさん（農村生活研究グループ）

この料理は、テレビ朝日夕方6時からの「隠れ家ごはん（熱血！ごはん道）」で9月8日に放送されたものです。

7月31日に撮影が行われ、とても緊張したのを覚えています。

材料（4人分）

かんぴょう40g、椎茸大4個、人参½、さやいんげん少々、卵（溶き卵）3個、塩少々、だし汁適量

［A］砂糖大さじ1½、日本酒大さじ1、みりん大さじ1、しょう油大さじ4

※上手なかんぴょうのもどし方

サッと水洗いし、塩小さじ1杯をかけ両手で弾力が出るまでもむ。新しい水で塩を洗い水（又はぬるま湯）に5分位浸し水気を絞る。たっぷりの熱湯で好みのかたさに茹でる。

①茹でたかんぴょうを4～5cmの長さに切る。

②椎茸は軸を除いて薄切り、人参は短冊切り、さやいんげんはサッと茹でて斜め薄切りにする。

③鍋にかんぴょう、椎茸、人参、かんぴょうの戻し汁を入れ、だし汁をたしてヒタヒタにする。

④③を火に掛け、煮立ったら（A）の調味料を加えて煮る。さやいんげんを散らし、溶き卵を入れ半熟強で火を止めて蓋をし、軽く蒸らす。

ポイント1　戻し汁はだしとして料理に使う。

ポイント2　卵とじは半熟仕上げが命。

身近な法律相談

（人権相談事例集より）

民事関係

借地上の建物の売却

Q：借地をしてその上に建物を所有しており、この建物を売りたいが、地主の承諾が必要か。地主が承諾してくれない場合は、どうしたらよいか。

A：原則としては、地主の承諾が必要。地主に不利となるおそれがないのに、地主が譲渡を承諾しないときは、借地人は、地主の承諾に代わる裁判をするよう申し立てることができる。この場合、金銭の支払い等の条件が付けられることがある。

私道の通行権

Q：私の家では、祖父の代から隣地を通り抜けて、公道へ出ているが、最近隣地所有者がその通行地上に垣根を造るという。もしそうなると、私達は公道へ出ることができなくなる。

A：時効により通行地役権を取得していると考えられる。また、そうでないとしても、隣地を通る以外に公道に出る方法がない場合は、相手方は通行を阻止できない。話し合いがつかなければ、裁判所に調停の申し立てをして解決するのがよい。

借用証書

Q：友人に金を貸した際、借用証を書かせたが、三文判を押している。また、印紙も貼っていない。このような借用証でも有効か。

A：三文判を押した証書でも、債務者の意志に基づく証書であることが証明できれば借用証として有効である。なお、印紙が貼ってなくても証書としての効力に影響はないが過怠税を徴収されることがある。

まちのわだい

学問と教育の軌跡
歴史民俗資料館第13回企画展

オープニングに大勢の人が来場

9月7日から10月14日まで町歴史民俗資料館で開催されました。

9月7日のオープニングセレモニーでは、鳥居家の子孫や齋藤玄昌の子孫、また企画展開催にかかる関係者の方々が招待されました。

鳥居忠英・忠挙などの歴代藩主は学問・教育に熱意をもち、藩校を設立し、蘭学や西洋医学の研究を行いました。この企画展では、大名たちの教育改革が新しい学問・教育と出会い、努力を重ねていった軌跡が紹介されました。

第13回企画展「壬生藩鳥居家の学問―大名たちの教育改革」が、

賢い消費者になるために
断れる勇気を持ちましょう！

パンフレットでクーリングオフの説明

町老人クラブ連合会女性部ではこのほど、消費生活専門相談員、古沢田鶴子さんをお迎えして、「賢い消費者になるために」と題した研修会を3回に分けて行いました。

第2回目の9月26日は、生涯学習館で行われ、約70名の方が参加しました。研修会では、悪徳商法の催眠商法、体験談商法、見本工事商法、かたり商法などの手口がビデオを見ながら説明されました。

老人はお金を持っていると思われています。業者はやさしく、言葉たくみにすり寄ってきて、考える猶予を与えません。多くの人がこの問題に無関心・無関係であってはいけません。誰でも被害にあう可能性があると言うことです。

参加者のなかには経験がある人も多く、古沢相談員の話にうなずきながら、真剣に聞き入っていました。また、契約をしてしまったあとの、解約（クーリングオフ）制度の説明や、用紙の書き方の説明もあり、とても参考になり、また機会があったら是非参加してみたいというような研修会でした。

敬老のつどいで笑顔満載

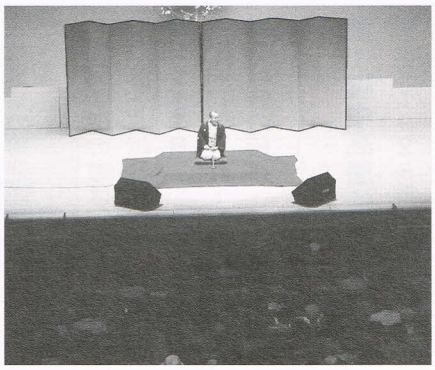
桂　枝助の落語に笑いのうずが！

9月19日、壬生中央公民館において敬老の集いが行われました。今年75歳以上の招待者は、3,011人で、式典には約800人の方が集まりました。

式典では、主催者や来賓の挨拶があり、町長からは、「敬老の日にあわせて、97歳以上のお年寄りのお宅を訪問しているが、99歳の方が8人いらっしゃる。しかも寝込んでいる方は一人もいない。皆さんの力で町は発展してきた。これからも生きがいのある人生を送って欲しい。」と挨拶がありました。

その後の演芸会では、浪曲や漫談、落語などが披露され、お年寄り達の間からは笑い声が絶えず、一日楽しく過ごされました。

町の福祉へ ●●● 一円玉募金 ●●●

安昌寺婦人会（矢口昌子代表）が9月12日、役場を訪れ、町の福祉事業に役立てて欲しいと6万154円を寄付されました。このお金は毎年9月の第1日曜日に地蔵尊の大祭があり、それに併せて行ったバザーの益金の一部と一円玉募金です。

誠にありがとうございます。

お詫びと訂正

広報壬生9月号15頁、夏休み親子ふるさと料理体験教室の手巻き寿司講師、篠原さんの自治会は東下台でした。お詫びして訂正いたします。

第20回 壬生町総合産業まつり

日時 11月3日(日)
午前9時～午後3時
雨天の場合11月4日(月)

会場 町総合運動場南グランド

内容
・町内企業、商店等による展示及び販売
・壬生町共通商品券の販売
・苗木、米、サンマの無料配布
・イワナのつかみ取り
・ミニ動物園
・ファファ、ミニSL等の各種イベント

問合せ 壬生町総合産業まつり実行委員会（町商工会館内）
☎82－0475

秋の全国火災予防運動
11月9日～15日

もう一度
基本にかえって **火の用心！**

1万円で1万1千円のお買い物
大変お得な商品券です

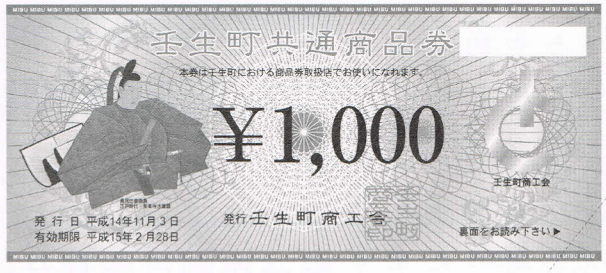

平成14年度地価調査
土地の標準価格を公表

栃木県知事から9月20日付けで平成14年度地価調査基準値の標準価格が公表されました。

これは、国土利用計画法に基づいて、県知事が7月1日を基準日として調査したものです。この価格が民間の土地取引の目安となり、公共事業の用地取得の基準になります。

閲覧希望の方は、町総務部企画財政課へお越しください。

■調査基準日
平成14年7月1日

■基準値の価格
1平方メートル当たりの価格

第1種中高層住居専用地域
▼表町1928番2
〈表町11－46〉
50,100円

第1種低層住居専用地域
▼壬生丁字六美117番17
60,000円
▼緑町1丁目1022番24
〈緑町1－4－11〉
76,100円

第1種住居地域
▼至宝3丁目48番25
〈至宝3－4－6〉
60,700円
▼中央町327番3
〈中央町2－15〉
63,000円
▼安塚字宿内1928番 外2筆
21,400円

近隣商業地域
▼緑町2丁目1022番170
〈緑町2－5－6〉
105,000円
▼中央町1304番2
〈中央町6－46〉
89,500円

市街化調整区域
▼羽生田字前川原2346番4 外1筆
18,000円
▼下稲葉字釜ケ渕64番1 外4筆
14,200円

にせ税務職員にご注意下さい!!

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例や現金などを持ち去る事件がありました。

納税者の皆様がこのような被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

1　税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合には、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

2　税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真ちょう付）を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。

3　通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金や貴金属などをお預かりすることはありません。

なお、いわゆる査察調査など国税犯則取締法に基づき税務職員が強制調査を行う場合は、裁判官が発布した「臨検・捜査・差押許可状」を必ず呈示することとしています。この際、税務職員が許可状に基づき現金等を差し押さえる場合もありますが、差押手続を行った場合には必ず差押目録を作成し、確認をいただいた上で差押目録謄本を交付しています。

4　徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収書を交付しています。

5　通常、土日などの休日や早朝・深夜から税務調査を開始することはありません。

ご家族の方が電話での問い合わせを受けられたときは、即答せず、税務職員の所属と氏名をご確認いただき、必ずご本人に相談の上ご回答願います。

不審な点がある時は、その場で栃木税務署総務課（☎２２－１００８）又は関東信越国税局（☎０４８－６００－３１１１）にお問い合わせ下さい。

11月は国民年金制度推進月間です

「明日のあなたを考えて・・・年金はあなたが主人公です」

21世紀前半の本格的な少子・高齢化の到来を控え、国民年金をはじめとする公的年金制度は、老後の生活にますます欠かせないものとなっています。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っていて、支える側の現役世代もいずれ支えられる側になります。

私たちの暮らしにとって、かけがえのない公的年金の意義と役割やその仕組みを理解していただくため、11月を「国民年金制度推進月間」と定め、関係者が一体となり、広報や年金相談所の開設等により制度の推進に努めていきます。

これを機会に、公的年金制度におけるあなたと家族の年金について考えていただき、将来のあなたの年金を確かなものにしてください。

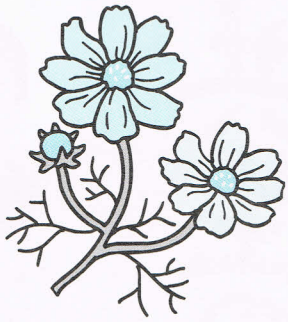

寄付

◆社会福祉協議会へ
（○数字は寄付回数）

井上公雄様①　２千２７３円
旧しみず洋品店様①　10万円
羽生田西部親睦会様㉖　３千円
北小林カラオケ会様④６千２百円
町商工会女性部様⑨　１万３千２７６円
早乙女シズ様①　１千９５３円

11月の納税等

- 国民健康保険税（５期）
- 介護保険料（普通徴収・５期）

納期限12月２日

まちのうごき

10月１日現在

総人口	40,015人（11）
男	19,586人（１）
女	20,429人（10）
世帯数	13,129世帯（８）

（　）内は前月比

オーボエの宮本文昭を迎え、イタリア・バロック音楽の神髄を楽しませてくれる

ヴェネツィア合奏団　ソリスト（オーボエ）宮本文昭

2003年2月15日(土)

午後6時30分開演
全指定席 3,000円　11月15日(金)発売

▲宮本文昭（オーボエ）

NHK朝の連続テレビ小説「あすか」のテーマ曲で、オーボエの爽やかな音色を聞かせた、宮本文昭と円熟の絶頂にあるヴェネツィア合奏団との共演。

会　　場　壬生中央公民館大ホール（城址公園ホール）
※入場券は、壬生中央公民館、稲葉・南犬飼出張所、町施設振興公社で取り扱います。
問合せ先　壬生中央公民館　☎82−0108

すこやかベビー ご家族紹介

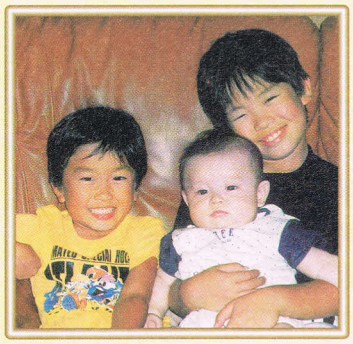

黒子　宗吾（そうご）ちゃんご兄弟（上町）

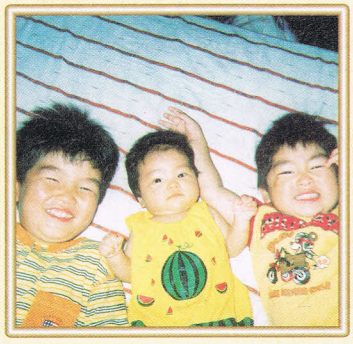

田中　美羽（みわ）ちゃんご兄弟（国谷新田）

齊藤　健斗（けんと）ちゃんご兄弟（上新町）

町では、第3子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。

※支援金の受給要件、申請方法等は、**町福祉課児童福祉係**（☎81−1831）へ

私の作品

安塚小　6年
山野上　信至（しんじ）

安塚小　6年
河野邉　幸香（ゆきか）